新居浜市市民文化センター基本構想市民検討委員会

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　名 | 区　分 | 団体・組織・機関等 | 班 | 備考 |
| １ | 篠原　雅士 | １号 | 新居浜文化協会会長 | １ | 副委員長 |
| ２ | 合田　定子 | １号 | 新居浜文化協会副会長 | ２ |  |
| ３ | 妻鳥　岳邦 | １号 | 新居浜文化協会副会長 | ３ |  |
| ４ | 戸田　俊之 | １号 | 新居浜文化協会総務部長 | ４ |  |
| ５ | 北岡　恒子 | １号 | 新居浜コンサート協会顧問 | １ |  |
| ６ | 大西　　誠 | １号 | 新居浜市民吹奏楽団団長 | ２ |  |
| ７ | 高橋　妙子 | １号 | 東予地区合唱協会事務長(新居浜混声) | ３ |  |
| ８ | 小野　雅之 | １号 | 新居浜市社会福祉協議会(中央児童ｾﾝﾀｰ) | ４ |  |
| ９ | 塩田　　正 | １号 | 新居浜市連合自治会理事 | １ |  |
| １０ | 尾崎　　恵 | １号 | 新居浜市女性連合協議会 | ２ |  |
| １１ | 原　　孝也 | １号 | 新居浜市老人クラブ連合会 | ３ |  |
| １２ | 田坂　亮司 | １号 | 新居浜市PTA連合会 | ４ |  |
| １３ | 久保　弥生 | １号 | 新居浜市公民館連絡協議会(若宮公) | １ |  |
| １４ | 合田　史宣 | １号 | 新居浜市保育協議会(朝日保) | ２ |  |
| １５ | 鈴木　純子 | １号 | 新居浜市公私立幼稚園協会(菊本幼) | ３ |  |
| １６ | 中野　　久 | １号 | 新居浜市小学校校長会(中萩小) | ４ |  |
| １７ | 篠原　和彦 | １号 | 新居浜市中学校校長会(北中) | １ |  |
| １８ | 後藤　一美 | １号 | 新居浜市県立学校校長会(南高) | ２ |  |
| １９ | 奥本　祐子 | １号 | 新居浜工業高等専門学校総務課 | ３ |  |
| ２０ | 好井　和樹 | ２号 | 舞台演出家 | ４ |  |
| ２１ | 黒下　敏男 | ４号 | 新居浜市文化体育振興事業団事務局長 | １ |  |
| ２２ | 伊藤　直人 | ４号 | あかがねミュージアム運営グループ | ２ |  |
| ２３ | 井田　仁美 | ４号 | 新居浜市文化センター運営審議会会長 | ３ | 委員長 |
| ２４ | 近藤　弘香 | ３号 | 公募 | ４ |  |
| ２５ | 佐藤　翔太 | ３号 | 公募 | １ |  |
| ２６ | 濵田　竜輝 | ３号 | 公募 | ２ |  |
| ２７ | 椙本　由佳 | ３号 | 公募 | ３ |  |
| ２８ | 原　　恭介 | ３号 | 公募 | ４ |  |
| ２９ | 福本美喜和 | ３号 | 公募 | １ |  |
| ３０ | 加藤英一郎 | ３号 | 公募 | ２ |  |

アドバイザー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　名 | 所属・職名等 | 班 | 備考 |
| １ | 木村　勢津 | 愛媛大学名誉教授（声楽） | １ |  |
| ２ | 宮﨑　節二 | (公社)瀬戸ﾌｨﾙﾊｰﾓﾆｰ交響楽団理事・音楽家(ﾁｪﾛ) | ２ |  |
| ３ | 花音　　舞 | 元宝塚歌劇団宙組娘役 | ３ |  |

事　務　局　：　新居浜市企画部文化スポーツ局　文化振興課

支援事業者　：　ＪＲＩ・ＩＲＣ・ＹＡ共同企業体

（日本総合研究所・いよぎん地域経済研究センター・矢野青山建築設計事務所）

新居浜市市民文化センター基本構想市民検討委員会設置要綱

（設置）

第１条新居浜市市民文化センターの再整備に係る基本構想を策定するため、新居浜市市民文化センター基本構想市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　市民検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）新居浜市市民文化センター基本構想の策定に関する事項

（２）その他新居浜市市民文化センターの再整備に関し必要な事項

（組織）

第３条　市民検討委員会は、委員３０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）市内の各種団体・組織・機関から推薦を受けた者

（２）学識経験を有する者

（３）公募による市民

（４）その他市長が必要と認める者

３　市民検討委員会には、必要に応じて、アドバイザーを置くことができる。

４　アドバイザーは、市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員及びアドバイザーの任期は、委嘱した日から新居浜市市民文化センター基本構想の策定日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　市民検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２委員長は、市民検討委員会を代表し、会務を総理する。

３副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　市民検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　市民検討委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第７条　市民検討委員会の事務は、企画部文化スポーツ局文化振興課で処理する。

（その他）

第８条この要綱に定めるもののほか、市民検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

（失効）

２この要綱は、新居浜市市民文化センター基本構想の策定日限り、その効力を失う。